

自己点検報告書—平成 21 年度中間報告—

[I] はじめに

駒沢女子大学(以下、「本学」とする)は、平成 5 年に人文学部日本文化学科と国際文化学科の1学部2学科で発足し、本年平成 21 年度をもって17年が経過しようとしている。この間、平成 12 年に人間関係学科、平成 14 年に空間造形学科および映像コミュニケーション学科、人文科学研究科仏教文化専攻修士課程がそれぞれ開設され、翌 15 年には同研究科に臨床心理学専攻修士課程が開設された。また、本年平成 21 年には人間健康学部人間健康学科が新設され、現在大学が2学部6学科、大学院が1研究科2専攻という体制となっている。

本学は平成 18 年に大学基準協会の認証評価を受けたが、それに先立ち自己点検評価を継続的に実施してきた。まず、「自己評価委員会」(現在は「点検評価改善委員会」と改称)が、平成 9 年に『自己点検・評価報告書』を作成し、大学基準協会の加盟審査を受け、翌 10 年度に正会員大学として認められた。また、平成 15 年度には第2回目の自己点検報告書である『現状と展望』を作成した。こうした一連の流れの中で、平成 16 年度に『点検・評価報告書』を作成し、翌 17 年 3 月に大学基準協会に認証評価の申請を行ったが、それは「大学を取り巻く厳しい環境の中で、いち早く学内の改革を積極的に推し進め、その結果を学内外に発信していく」という意思を示すためであった。こうして、平成 18 年 4 月に大学基準協会の認証評価を受けて「適合証」を取得し、現在4年が経過しようとしている。このように本学はこれまで平成9年度、平成 15 年度、平成 16 年度の3回にわたって自己点検の報告書を刊行するとともに、平成 16 年度の報告書を本学図書館およびホームページ上で公開している。

また、平成 18 年 3 月には、本学に対する大学基準協会の認証評価結果が出された。そのなかに「勧告」の事項はなかったものの、「特筆すべき点」とともに、いくつかの「助言」が指摘された。それを受けて、認証評価後のおよそ3年半における実績をもとに「助言」に対する『改善報告書』をまとめ、平成 21 年 7 月に大学基準協会に提出した。これについての詳細は、[II]の認証評価結果「助言」への回答」において報告する。同報告書に付した基礎データについては、資料として添付しておく。なお、平成 22 年 1 月半ば現時点では、同報告書に対する大学基準協会からの回答は届いていない。

本報告書は、副題が示すとおり平成 21 年度の中間報告であるが、大学基準協会への提出期限が同年 7 月末であったため、正確には同年 6 月までの実績であることをお断りしておく。本学が継続して次回の認証評価を受けるためには、平成 23 年度中に過去7年間の実績について点検・評価したものを報告書にまとめ、24 年度に申請することになる。しかし、こうしたタイム・スケジュールのなかで過去 4 年間の実績を今回中間報告として刊行・公表する目的は、次回の認証評価申請に向けた準備だけにあるのではない。すなわち、この中間報告書をまとめることで、教職員が改めて過去の実績を検証し、その反省に拠って立ち、「正念」、「行学一如」という本学の建学の精神のもと、高等教育機関として相応しいさらなる実績を積み上げるための新たな出発点にしたいという目的があるからである。

平成 22 年 1 月
点検評価改善委員会

[II] 認証評価結果「助言」への回答

ここでは、まず大学基準協会による認証評価の結果について説明しておきたい。同評価の構成は、I. 評価結果、II. 総評、III. 大学に対する提言、となっており、以下それぞれについて簡潔に触れておく。

I. の評価結果では、大学基準協会より、本学が「大学基準に適合している」と認定されている。

II. の総評では、「今後の改善が期待される諸点も見受けられる」としながらも、「宗教的な建学の精神と現代社会のニーズとの双方を教育の中で直接に両立させることは容易でないと思われるが、大学の理念を、道元禅師の禅の精神から「正念」、「行学一如」に絞り建学の精神を学生に伝えるために月曜の昼休みに開催される『学燈会』などを始め、全体として建学の理念を実現するためのさまざまな改善努力に取り組んでいる」とある。

III. は、「長所として特筆すべき点」と「特に改善を要する点」が指摘されている。前者については、1. 教育内容・方法において、全学科で実施している「基礎ゼミ」を実施し、導入教育を1年で終了せず、2年次にも継続して基礎ゼミIIIとして開講している点が評価されている。また、教育研究交流のために多様な取り組みが実施されていること、稲城市の公立小学校に希望学生を派遣する「お姉さん先生」の取組がユニークで有意義な社会貢献に値する試みとして、また設備・施設として、個人ロッカーの設置が女子大学ならではの特色として、それぞれ評価された。

他方、「特に改善を要する点」については、「助言」という項目が設けられている。ここでは、上記ように平成21年7月にそれら「助言」に対する改善の取組を『改善報告書』としてまとめ、大学基準協会に提出済みである。同報告書は、「基準項目」、「評価当時の状況」、「評価後の改善状況」という3つの種別からなり、各々その内容については「勧告」と「助言」に基づいて点検・評価項目を記載するという形式となっているため、以下その形式に従って記すことにしたい。なお、本学は早急に是正するための具体的な対応を求められる「勧告」は受けていない。

1. 基準項目・・・教育内容・方法 (1) 教育課程等

①指摘事項

人文学部における禅、仏教関係の授業を、空間造形・映像コミュニケーション学科では「仏教学Ⅰ・Ⅱ」を除き履修できないのは、建学の精神から見ると配慮が足りないように思われる。2006(平成18)年度より、空間造形、映像コミュニケーション学科でも、日本文化学科の仏教学関連の科目が履修可能になったので、その成果に期待したい。

②評価当時の状況

日本文化学科には、禅や仏教に関する専門的知識を教授する専門教育科目(「日本文化論A」・「日本文化論B」・「日本文化論C」・「日本文化史A」・「禅文化ゼミ」・「仏教文化ゼミ」等)を置いているが、ゼミ科目以外は日本文化学科の学生のみならず、他学科の学生(国際文化学科・人間関係学科)も履修できるようになっている。しかし空間造形学科・映像コミュニケーション学科の学生はこれらの科目を履修することができなかった。(『点検・評価報告書』7頁)

③評価後の改善状況

各学科共通の必修科目「仏教学Ⅰ・Ⅱ」を除き、禅、仏教関係の授業は日本文化学科の専門科目となっており、評価当時は確かに空間造形学科・映像コミュニケーション

ン学科の学生は履修できなかった。しかし、平成 18 年度のカリキュラムより全学科の学生が他学科の専門科目(ゼミ・演習・実習科目は除く)を履修できるように改善された(半期 4 単位を上限)。その結果、これらの禅、仏教関係の科目について、今回指摘された 2 学科の学生たちも履修することができるようになった。

また平成 19 年度のカリキュラムからは、日本文化学科以外の 4 学科の学生を対象に共通教育科目群のなかに「仏教学Ⅲ・Ⅳ」が新設され、こうした問題点について改善がはかられた。したがって日本文化学科では 1 年次「仏教学Ⅰ・Ⅱ」2 年次「仏教学Ⅲ・Ⅳ」がいずれも必修であるのに対し、国際文化学科・人間関係学科・空間造形学科・映像コミュニケーション学科では 1 年次「仏教学Ⅰ・Ⅱ」が必修科目、2 年次「仏教学Ⅲ・Ⅳ」が自由選択科目として開講されている。

④改善状況を示す具体的な根拠・データなど

<『改善報告書(資料篇)』 No. 1 >

①『平成18年度 駒沢女子大学 学生便覧』 87頁

②『平成19年度 駒沢女子大学 学生便覧』 116頁

2. 基準項目・・・教育内容・方法 (1)教育課程等

①指摘事項

学部の『入学案内』に記載される2つの「付加価値ある専門教育プログラム」は、単に年度により「テーマ」を決め、既存の教科をいくつか組み合わせて「指定」しただけのように見受けられる(報告書 29 頁)。「専門教育プログラム」、「学科」、「コース」の三者の関係が必ずしも明瞭ではない。

②評価当時の状況

「付加価値ある専門教育プログラム」は、大学教育において求められる専門性のほか、専門性と深くかわるより幅の広い知識を身につけ、さらにこれを援用できる方法を習得するために設定された。学科の専門科目以外の事柄を学修することで、専門性の幅を広げることを目指したもので、テーマを探求する科目群は各学科にある既設科目によって構成され、各授業のなかで適宜テーマに関連する授業を行うという内容である。テーマについては、現代社会の現状と課題に対する理解を深めるという狙いから、「Life-いのち、こころ、暮らしを考える」と「高齢社会-少子化社会の到来とともに-」が設定された。(『点検・評価報告書』28 頁)

③評価後の改善状況

「付加価値ある専門教育プログラム」については、発展的再編計画のもとで、平成 20 年度をもって廃止されることが決定した。すなわち、同プログラムのコンセプトを活かした新たな発想にもとづく科目の準備を開始し、平成 21 年 5 月には教務委員会と教育研究プログラム委員会との合同委員会で「学科横断的教養知育成プログラム」(以下、「新プログラム」)が次年度より設置されることが了承された。

これまで教育上の工夫は主に学習上の能力や意欲に劣る学生を念頭に取り組んできた。この方針は、学士課程教育の質的平等を最低限維持することを重視したものであり、それ故にこそ「自主自立を促すための面倒見ある教育」(平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に選定される。以下「特色GP」という取り組みを全学的に実施してきており、その方針に基本的変更はない。しかし、学生にとっては、証明書の取得が目的になる傾向があり、また教員側にも運用方法の点で十分な意思統一が図られず期待した成果をあげられていなかった。同時に、大学基準協会による「助言」の指摘事項に対応する必要性を認識するに至ったことも「新プログラム」構築の背景にある。

ユニバーサル化がいわゆる今日、入学してくる学生間には、以前にも増して大きな学力の開きがみられるようになっている。「新プログラム」は、このような状況に鑑み、相応の学力レベルにある意欲旺盛な学生を、さらなる知の深化へ導いていこうとする新たな全学的教育サポートシステムである。これは成績上位に位置づけられる学生、勉学意欲の強い学生に対して、考え抜く力を養うための、全学的かつ日常的なFD活動に裏打ちされた少人数・双方向型の授業科目群を提供することが狙いである。その前提として、①思考の枠組みを形成するための幅広い教養を身に付けさせること、②学科横断的であることが挙げられる。教育方法上の特徴は、学修ポートフォリオに基づいた少人数制双方向型授業を目指すところにある。授業の進行にあたっては、本学で定着している「自前教科書」と「授業録画」を活用する。また、課外個別指導を対面と学内ポータルサイト上の両方で行うことにより、学生の習熟度を確認する。授業は全て公開とし、学内のFD研修会を学生と教員で定期的実施する。学生と教員による協働体制を構築することで知の深化を目指す現場を共有し、ともに理想的な授業を作り上げていこうという発想である。「新プログラム」は、教育上の目的と方法という点で、従来の総合講座型授業とは大きく一線を画すとともに、これまで十分に配慮の届かなかった学生層を対象とするものであり、本学が「特色GP」に選定された教育上の取り組みの基底を成す「面倒見のある教育」と軌を一にするものである。

④改善状況を示す具体的な根拠・データなど

<『改善報告書(資料篇)』 No. 2 >

①平成21年度「大学教育・学生支援推進事業 テーマA」申請書類「付加価値ある『専門知と幅広い教養』を修得するプログラム」

3. 基準項目・・・教育内容・方法 (1)教育課程等

①指摘事項

教養教育にあたる「自由選択科目」の内容は「情報処理」、「スポーツ」、「就職支援」、「外国語」のみである。教養教育の中身としては科目の数が少ないので、教養教育の意義と目的を実現できるような科目群の設定が望まれる(点検・評価報告書:28頁)。

②評価当時の状況

従来本学においては、「自由選択科目」及び他学科の科目を履修することをもって学生の教養教育にあたってきた。

自由選択科目は、「第2外国語」「スポーツ」「情報処理」「就職支援」「特設科目(留学生用)」に区分けされ、全学科の学生が配当年次に従って自由に履修できるようになっている。また、「選択」枠内に「自由選択科目」を設け、当該学科が認めた科目に限り、また年間履修上限単位数をこえない範囲で、他学科の科目を自由に選択履修できる体制を整えてきた。(『点検・評価報告書』28頁)

③評価後の改善状況

本学においては、従来、「自由選択科目」及び他学科の科目を自由に履修できることをもって、学生の教養教育にあたってきた。しかしながら指摘のとおり、一部ではあるにせよ、これらの科目をほとんど修得せずに卒業する学生が存在したことも事実である。

本学ではこの問題を重く受け止め、教務委員会で検討を繰り返した。その結果、平成19年度から大学教育の根幹となる教養と基礎知識・基礎技術の習得を目的とした「共通教育科目」群を設置することとなった。その後、一部変更を加え、平成21年度にはさらなる充実をはかっている。

共通教育科目は、「教養科目」「情報科学科目」「外国語科目」「体育科目」「進路設

計科目」の 5 群から成り、学生はそこから指定された単位を修得する。必要修得単位数は学科により異なる。平成 21 年度の時点で、日本文化学科 25 単位、国際文化学科 29 単位、人間関係学科・空間造形学科・映像コミュニケーション学科 21 単位である。

共通教育科目の中心を占める「教養科目」には、人文科学、社会科学、自然科学の諸科目が用意されている。ここからは、本学の建学の精神を教授する仏教学を含め、6 科目 12 単位もしくは 8 科目 16 単位(日本文化学科)を修得する必要がある。「情報科学科目」は情報処理技術の習得を目的とした科目群である。ここでは、コンピュータ演習 I (1 単位)を修得すれば、自分の興味に応じて自由に科目を選択することができるようになっている。学生の力量に差があるための配慮である。「外国語科目」については、全学科、英語 8 科目 8 単位の修得が義務づけられる。第 2 外国語に関しては、国際文化学科のみ 8 単位必修、他学科は、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語のなかから自由に履修することを可能としている。

本学は、人間性豊かな現代女性を養成することを教育目標のひとつとして掲げている。共通教育科目は、そのような目的を達成するために全学共通の科目群として置くことになった。ほとんどが 1 年次から履修できる科目で構成されているために、学生にとっては、教養の涵養ばかりでなく、4 年間の学修の道標としての役割も果たしている。3 年目を迎えた共通教育科目群は、教養教育としての役割を果たしているといえるであろう。

④改善状況を示す具体的な根拠・データなど

<『改善報告書(資料篇)』 No. 3 >

① 『平成19年度 駒沢女子大学 学生便覧』 116-118頁

② 『平成19年度 駒沢女子大学 学生便覧』 144-146頁

4. 基準項目・・・教育内容・方法 (1)教育課程等

①指摘事項

学科によりインターンシップの取扱いが異なることは、インターンシップを行う学生の動機付けに影響するので、全学科でインターンシップを就業体験として認識し、統一的に取り扱うことが望まれる(点検・評価報告書:154 頁)。

②評価当時の状況

空間造形学科と映像コミュニケーション学科に、インターンシップをとりいれた授業科目「学外実習」(配当年次 3・4 年)がすでに実施されていたが、他学科においては設定されていなかった。(『点検・評価報告書』154 頁)

③評価後の改善状況

平成 19 年度より人文学部全学科の取り組みとして、正課外における学生の就業体験としてのインターンシップを推進する試みを新たに開始した。これは、本学進路総合センターにおいて実施する、ハイパーキャンパス(インターンシップをサポートする総合データベース)を利用したインターンシップ参加である。本制度は、就職についての動機づけと実社会での基礎的対応能力の養成を目的とする。

学科の専門性を活かした取り組みについては、空間造形と映像コミュニケーションの両学科は、既に設定されていた「学外実習」(配当年次 3・4 年)を継続し、その成果を上げている。

インターンシップ授業科目が設定されていなかった国際文化学科、人間関係学科においては、各学科の事情に合わせ順次インターンシップ授業を開設することになった。具体的には、国際文化学科では、「ホテル実務」(配当年次 3 年)をインターンシ

ップ授業科目として位置づけ、平成 19 年度より近郊ホテルの協力を得て実施している。人間関係学科では、平成 19 年度より各コースに授業科目「学外実習」(配当年次 3 年)を新設し、平成 21 年度より実習授業を開始している。

以上、人文学部 4 学科において、就業体験を内容とするインターンシップ授業科目が設定されたカリキュラムとなった。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 4 >

- ① 「「学外実習」および「ホテル実習」における履修者数一覧」
- ② 「インターンシップガイダンス」一式 (進路総合センターによる配布資料)
- ③ 『平成 17 年度 Syllabus 講義内容 空間造形学科/映像コミュニケーション学科』 144 頁
- ④ 『平成 17 年度 Syllabus 講義内容 空間造形学科/映像コミュニケーション学科』 233 頁
- ⑤ 『平成 19 年度 Syllabus 講義内容』 356 頁
- ⑥ 『平成 21 年度 Syllabus 講義内容』 441 頁
- ⑦ 『平成 21 年度 Syllabus 講義内容』 494 頁

5. 教育内容・方法・・・(2)教育方法等

①指摘事項

学部のシラバスの様式やコンピュータ入力体制は整備されたが、授業計画が週ごとに明示されていないものなど、記述に精粗がみられるので改善が望まれる。(点検・評価報告書:62 頁)

②評価当時の状況

平成 16 年度のシラバスでは「授業のテーマ・目標」、「授業の内容」、「テキスト・教材」、等の枠組みに基づいて授業担当教員が順次記載していくことになっており、統一的なシラバスをめざしていたが、特に授業の内容の表記の面で必ずしも完全に統一されているわけではなかった。その原因として特に実習・研修・ゼミなどの授業形態を有する科目を講義科目と同じように記載することは難しいという問題点もあった。(『点検・評価報告書』62 頁)

③評価後の改善状況

本学では平成 17 年度よりシラバス作成において統一された形式を設定し、授業の内容を 15 回に分けて記載するように徹底した。特に実習・研修など、15 回という形式で記載することができない科目についても授業内容を 15 項目に分けて記載するようにした。

また、平成 20 年度からは学内ポータルサイトを通して授業担当者がシラバスを同一フォーマットで入力、作成することで、シラバスの統一化が達成された。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 5 >

- ① 『平成 17 年度 Syllabus 講義内容 日本文化学科/国際文化学科/人間関係学科』
- ② 『平成 17 年度 Syllabus 講義内容 空間造形学科/映像コミュニケーション学科』
- ③ CD-ROM 『平成 20 年度 Syllabus 講義内容』

6. 基準項目・・・教育内容・方法 (2)教育方法等

①指摘事項

授業アンケート結果の一部を、学内専用ホームページで学生に公表しているが、学生は個々の授業評価結果の公表を望んでいるので、公表の拡大が望まれる(点検・評価報告書:199頁)。

②評価当時の状況

本学では平成14年度後期から授業アンケートを開始した。その手順は、各セメスターの最終授業でアンケートを実施し、それにもとづく自己評価報告書の提出をすべての専任教員に義務化した。しかし、授業アンケートの結果は担当教員にのみフィードバックされており、学生には授業評価の結果すべてが公開されていなかった。また、平成16年度後期からは、学科別、授業形態別、履修者数別に各10項目の数値を学内ポータルサイト上で学生に公開していたものの、個々の授業についてどのようにデータを還元していくか、また授業アンケートの結果をいかにして授業に反映させていくかは検討課題として残されていた。(『点検・評価報告書』199頁)

③評価後の改善状況

平成18年度までの授業アンケートでは教員の自己評価を主たる内容としていて、アンケート結果をどのように活かすかは担当教員自身に委ねられていた。そこで、授業アンケート結果を授業改善により良く活かすため、平成19年度中に授業アンケートの改訂に取り組んだ。その目的は、授業アンケートの質問項目を明確化・簡素化することによって、より真摯な回答を学生から導き出すことを念頭に置いたもので、新しいフォーマットによる授業アンケートの実施を平成20年度から開始した。また、授業アンケートは全担当科目ではなく、1科目以上の実施に改めるとともに、自己評価報告書の項目についても、①「点検評価」、②「今後の改善点等」という2項目に改めた。自己評価報告書の提出については、従前どおりすべての専任教員に義務付けている。こうした方針転換の目的は、自己評価報告書にある「今後の改善点等」に、授業で取り組んでいるさまざまな試みや創意工夫、問題点の改善策などを記入することで、従来よりも自己評価報告書を積極的にFD活動に連動させ、授業改善への取り組みに対する重点的かつ継続的な自己点検を目指すことにある。

また、授業アンケートの学生に対する公表の拡大という「助言」に対応すべく、平成19年度後期から前年度の授業アンケートの集計結果と自己評価報告書を図書館で公開し、学生と教員が常時閲覧できる体制を整えた。その目的は、第1に学生の要望に応えるためであり、第2には授業アンケート・自己評価報告書・FD活動の3者をより密接に連携させることにある。これによって期待される効果としては、次の3点が挙げられる。まず、シラバスとともに履修科目を決定する際の判断材料を学生に提供することができる。また、授業に関する情報はシラバスと学内公開授業に限定されていたが、他の教員が取り組んでいるさまざまな授業上の工夫や教員が抱えている教授法などの問題点を知ることで情報を共有し、授業改善に取り入れることが可能となり、教員は日常的にFD活動を行える。さらに、学内公開授業の科目選定に際しても、自己評価報告書の公開は、教員からの要望を取り入れるうえで至便かつ有効である。

これら一連の新たな取り組みは、文部科学省の「学部教育の高度化・個性化支援メニュー群」の「教育・学習方法等改善支援」で「三位一体(授業アンケートおよび自己評価報告書・学内公開授業・授業録画)による相乗効果を目指すFD活動」として平成20年度に採択されており、当初の補助事業計画を実施している。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

7. 基準項目・・・教育内容・方法 (2)教育方法等

①指摘事項

人文科学研究科におけるFD活動も学部に準じて組織的に行うことが望まれる。

②評価当時の状況

報告書を作成した平成 16 年度の時点では、本学のFD活動においてさまざまな取り組みがなされたものの、大学院人文科学研究科担当教員が全員人文学部の日本文化学科・人間関係学科の専任教員であったため、学部のFD活動が中心的な役割を果たしていた。大学院としては平成 16 年度後期に授業アンケートを実施したものの、「助言」で指摘されたような大学院としての組織的な取り組みは見られなかった。(『点検・評価報告書』79 頁)

③評価後の改善状況

大学院におけるFD活動については、従来の授業アンケートでは不十分であることから研究科委員会においてその実施方法について検討してきたが、具体的な方策については実施に至らなかった。

しかし大学院設置基準の改正によって平成 19 年度からは「授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施」することが求められ、いわゆるFD活動の義務化について本大学院でも検討した。そこでまず人文科学研究科の教務部長が平成 20 年 3 月に開催された京都コンソーシアムに出席し、大学院のFD活動に関して情報収集をした。同月の研究科委員会で教務部長がこれを報告し、「大学院設置基準におけるFD活動の義務化」というテーマで研修会を開催した。

平成 20 年度の大学院のFD活動としては、平成 20 年 12 月に臨床心理学専攻の「臨床心理査定演習」という科目について学内公開授業を行い、担当教員と参加教員の所見をふまえ、平成 21 年 1 月に大学院のFD研修会において総括した。

今後の具体的なFD活動の内容についてはさらに検討を進めているところである。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 6 >

①「2008 年度大学院 FD 活動としての公開授業報告

8. 基準項目・・・学生の受け入れ

①指摘事項

人文学部映像コミュニケーション学科における収容定員に対する在籍学生比率が高い(1.23)なので是正されたい。また、人文学部人間関係学科と映像コミュニケーション学科における、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均も高い(1.30、1.31)なので、是正されたい。

②評価当時の状況

平成 12 年の人間関係学科、平成 14 年の映像コミュニケーション学科設置当初は、入学者比率が高かった。人文学部として、翌年は入学定員に近づけるように慎重に対応し合格者を判定している。(『点検・評価報告書』94 頁)

③評価後の改善状況

人間関係学科および映像コミュニケーション学科は、新設当時、人文学部の学科としては志願者数が非常に多く、入学許可者に対する定着率の読み違いが起こった。そのため合格点を引き上げ、合格率を低く抑える施策をとってきた。その結果として、両学科において新設時よりほぼ5年の期間を経て正常化し、現在に至っているが、その背景には志願者数の自然減も考えられる。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 7>

- ①「人間関係学科および映像コミュニケーション学科における入学者数、合格率および定着率の推移」

9. 基準項目・・・学生の受け入れ

①指摘事項

日本文化学科、国際文化学科の編入学者の確保が十分でない。(編入学定員に対する編入学在籍者数:0.20、0.25)。

②評価当時の状況

編入学志願者数は、一般入試志願者が減少傾向になった平成10年から平成12年までの3年間は増加傾向にあったが、その後は指摘事項にあるように減少傾向が続いた。(『大学基礎データ』表14 20頁)

③評価後の改善状況

評価当時は、4年生大学を志向する傾向がすでに定着しており、短期大学からの編入学者をかつてのようには望めない状況にあったことは否めず、その状況は現在も続いている。

別紙のグラフが示すように、一般入試での志願者数が減少するなかにあつて、とりわけ国際文化学科において平成10年度からの3年間に編入学者の顕著な増加がみられたのは、平成11年度をもって本学の短期大学英語英文科が廃止された結果によるところが大きい。具体的数字を挙げると、平成10年からの3年間における国際文化学科の編入学者数は、32名、34名、51名であり、そのうち本学短期大学からの編入学者数はそれぞれ27名、33名、44名である。日本文化学科の場合は、平成10年度からの3年間における編入学者数は、10名、12名、8名であり、数字上の変化はみられない。

少子化と4年制大学志向が強まる傾向のなか、編入学者に対しては、編入学後の学習環境を整えるべく、平成18年度から62単位を一括認定する制度に改め、また編入学入試制度についてはホームページ等を通じて広報宣伝を行っているが、十分な成果はあがっていないのが実情である。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 8>

- ①「日本文化学科および国際文化学科における編入学者数および一般入試志願者数の推移」

10. 基準項目・・・学生生活

①指摘事項

留学生以外の授業料減免制度や大学独自の奨学金制度がなかったが、(点検評価報告書:141,151頁)2006(平成18)年度から大学独自の奨学金制度を実施する予定なので、その成果に期待したい。

②評価当時の状況

駒沢学園創立80周年を機に、返還義務のない駒沢学園奨学金制度の設立が決定されていた。その詳細については検討中であった。(『点検・評価報告書』148頁)

③評価後の改善状況

駒沢学園奨学金制度は、向学心旺盛であるが経済的理由により就学が困難な学生に対して返還義務のない給付奨学金として平成19年度より実施されている。平成19年度には10名、平成20年度は17名の学生が駒沢学園奨学生として採用された。

さらに平成 20 年度第3四半期からの世界的な経済不況のなか、家計状況の急変により就学を断念せざるを得ない状況の受験生に対して、入学年度の学資全額(約 125 万円)と 2 年次以降の授業料の半額(約 40 万円)の範囲内で無利子・無担保に貸与する学納金緊急支援(平成 21 年 1 月 18 日)を実施した。現在、平成 21 年 4 月入学生 7 名が利用している。

今後、駒沢学園奨学金制度による奨学生および学納金緊急支援の支援生を学生支援の観点と学習意欲向上の視点から追跡調査していく予定である。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 9 >

①『平成 19 年度 駒沢女子大学 学生便覧』 60-61 頁

②「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 学納金緊急支援」(ホームページからの抜粋)

11. 基準項目・・・学生生活

①指摘事項

セクシャル・ハラスメント防止については制度化されているが、それ以外のハラスメントにも対象を拡大し、その防止に向けて組織的に対応することが望まれる。(学校法人駒澤学園セクシャル・ハラスメント防止規定:第 3 条、点検・評価報告書:150 頁、駒女快適生活ハンドブック:13 頁、相談の手引き)

②評価当時の状況

さまざまなハラスメントの問題においては、教員、大学短大事務部、学生相談室等が窓口となり、学生部長と学生相談室長が把握し、問題の処理を行っていた。また、より深刻なケースである場合には、学校法人駒澤学園の苦情処理委員会が対応することとなっていた。(『点検・評価報告書』150 頁)

③評価後の改善状況

「学校法人駒澤学園セクシャル・ハラスメント防止規定」が必ずしも十分でなかったため、平成 11 年に施行した同規定を発展的に継承し、駒澤学園を構成する各人が持つ能力を最大限に発揮できる環境を確保するために、セクシャル・ハラスメントだけでなくアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントといった人格・人権を侵害するハラスメント行為全般に対応した「学校法人駒澤学園ハラスメント防止規定」を平成 20 年 9 月に制定した。この規定の適用範囲(同規定第 4 条)は、役員・教職員、常勤・非常勤、学生・その保護者の区別なく学園関係者すべてに及んでいる。そして同規定の趣旨を学生に周知するために「駒澤学園ハラスメント防止ガイドライン」を配布した。なお、「学校法人駒澤学園セクシャル・ハラスメント防止規定」は、本規定制定のため平成 20 年 10 月に廃止された。

従来本学では、学生生活全般に係る支援を以下の4つの体制で対応してきた。

- (1) 学生が専任教員に、学業や学生生活全般に関する質問や相談あるいは個別指導などを受けるために設置されているオフィスアワー
- (2) 応急処置だけでなく、健康的な学生生活を送れるようにアドバイスや相談も受け付ける保健室
- (3) 学生生活を送るなかで出会うさまざまなこと(犯罪や法律問題も含む)をカウンセラーや専門委員(本学教員)に相談する学生相談室
- (4) 学生だけでなく家族や教職員も含めた精神的な悩みを抱えている人を対象に臨床心理士と専門スタッフが相談・援助する駒沢学園心理相談センター

今回規定の改定により、上記のこうした体制がさまざまなハラスメント防止も含めた学生生活全般に対して柔軟にかつ包括的に対応することとなった。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 10>

- ①「学校法人駒澤学園ハラスメント防止規定」
- ②「学校法人駒澤学園ハラスメント防止ガイドライン」
- ③『平成 20 年度 駒沢女子大学 学生便覧』 62-64 頁

12. 基準項目・・・研究環境

①指摘事項

科学研究費補助金への申請・採択とも非常に少なく、一部の専任教員に研究活動の不活発なものもみられる。外部資金を獲得し教員個々の研究活動の促進が図られるよう、教員の在外研究員制度の積極的な活用(点検・評価報告書:85 頁)を含む、研究条件の整備が望まれる(基礎データ:35、51、78 頁)。なお、2005(平成 17)年度より導入された研究費の傾斜配分制度についても今後の成果を期待したい。

②評価当時の状況

過去 5 年間の科学研究費補助金の採択件数(申請件数)は平成 12 年度 0(4)、平成 13 年度 1(5)、平成 14 年度 1(2)、平成 15 年度 0(3)、平成 16 年度 1(7)であった。(『点検・評価報告書』113 頁)

在外研究員制度については平成 12 年度以降該当者がなく、制度の活用が望まれていた。(『点検・評価報告書』118 頁)

③評価後の改善状況

外部資金の応募・獲得状況については、下の表 1 に示すように、平成 17 年度より増加している。申請件数の増加にともない、採択件数も増加し、平成 20 年度には 4 件が新たに採択されている。このような申請件数の増加の背景には、平成 17 年度から教育研究支援室が科研費応募のための説明会を開催し、積極的な申請を呼びかけるようになったことや、同年から始まった個人研究費の傾斜配分制度において、科研費への応募がポイントとして加算されるようになったことがあると考えられ、取り組みが成果をもたらしていると思われる。また、平成 18 年度から平成 19 年度まで、空間造形学科の稲垣弘子教授が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成による研究プロジェクトに参加するなど、その他の外部資金への応募も活発化している。さらに、表 2 に示すように、教育・研究体制の充実のための私立大学等経常費特別補助金への応募件数・採択件数もここ 2 年間で急増しており、このことも、全学的に外部資金の獲得を推奨する機運が高まっていることを示している。

次に、在外研究員制度の活用が不十分であった点については、教授会や学科会などを通じて制度の利用を促す働きかけが行われている。その結果平成 20 年 4 月より 1 年間、国際文化学科の臼井実稲子教授が同制度を利用して European University Institute にて在外研究を行った。

上記のような、外部資金獲得の活発化、研究費傾斜配分による動機づけの強化、在外研究制度の活用推奨などの取り組みによって、各教員の研究活動が活性化されつつある。今後も、教育研究支援室を中心として、外部資金に関する情報の提供や在外研究制度の周知を図り、さらなる研究活動の促進に努めたい。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

表 1. 科学研究費申請件数と採択件数

年度(平成)	申請件数	採択件数
12	4	0
13	5	1
14	2	1
15	3	0
16	7	1
17	12	1
18	14	1
19	15	1
20	16	4

表 2. 私立大学等経常費特別補助金申請件数と採択件数

年度(平成)	申請件数	採択件数
17	1	1
18	0	0
19	7	3
20	4	4

13. 基準項目・・・社会貢献

①指摘事項

仏教講座受講生の減少がみられるので、参加者が増加するように、聴講生(市民聴講生・一般聴講生等)の受け入れや講座内容の工夫について検討することが望まれる。

②評価当時の状況

仏教講座については開設当初は常に 20 名を超える受講者があったが、開設当時の受講者も高齢化して受講を継続する人が減少し、新たに参加する市民も少なくなってきており、現在は 10 数名の受講者を数えるに止まっている。(『点検・評価報告書』146 頁)

③評価後の改善状況

減少傾向にあった仏教講座について、その活性化が求められていたのであるが、本学では受講者を増加させるための改善を次のように行った。

まず広報活動については、それまで年 2 回の新聞折り込み広告が主な広報手段であったが、本学ホームページに講座案内を掲載するようにした。また受講者に対するサービスを向上させ、坐禅と講話の休憩時間に茶菓などを提供し、担当教員や受講者が交流を深める場を設定した。

講座運営における改善については平成 20 年度に駒沢女子大学仏教文化センターを設立し、仏教学担当の専任教員と事務職員が係わり、この仏教講座をはじめ、学燈会・花まつり等の学内行事について有機的に運営していく体制を整えた。その結果、

花まつり・摂心会など、学内のさまざまな仏教行事への参加を仏教講座受講者に対しても積極的に呼びかけたところ、多くの参加者がみられた。また、この仏教文化センター主催の学外研修についても仏教講座受講者に呼びかけ、学生・教員と一緒に坐禅研修する機会をもった。(平成 20 年度は總持寺[横浜市鶴見区]の学外研修に仏教講座の受講者が参加した。)

上記のような改善策を実施した結果、平成 16 年度に平均受講者数が 10 名を割る事態となった仏教講座も次第に増加の傾向に転じている。具体的な参加状況は次表の通りである。

平成 16 年度延べ 105 名であった受講者も平成 19 年度には 209 名と倍増し、1 回あたりの受講者数も順調に増加している。本学は土曜日にオープンキャンパス・入試等が重なり、講座会場となる照心館の使用上の確保や指導教員の確保の問題から講座回数は若干減少したものの、1 回あたりの受講者は 7.5 名から 17.3 名へと 2.5 倍に増加している。今後は仏教講座の実施回数を増やすとともに、講座内容の充実化に向けてさらなる努力をしていきたい。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

表 仏教講座受講者数の推移

年度(平成)	実施回数	延べ受講者数	平均受講者数
14	13	157	12.1
15	13	134	10.3
16	13	105	7.5
17	12	151	12.6
18	14	199	14.2
19	13	209	16.0
20	11	190	17.3

14. 基準項目・・・教員組織

①指摘事項

教員の昇格にあたり、客観的な基準づくりが望まれるところである。

②評価当時の状況

本学「人事委員会内規」第 3 条第 1 項乃至第 4 項には、教授、准教授、専任講師、助教の選考基準として、職位ごとの必要経年数と「教育研究上の業績が顕著であると認められる者」という条件が記されているが、教員の昇格については、同内規の第 3 条 7 項に第 1 項乃至第 4 項の選考の基準に基づいて審議する、と規定されているのみで、昇格に関する明確な基準は定められていなかった。(『点検・評価報告書』105 頁)

③評価後の改善状況

本学人事委員会では、本学点検・評価・改善委員会における種々の検討を受けて、平成 21 年度に「人事委員会内規第 3 条第 7 項に関する申し合わせ」として、別記のように昇格基準を定めた。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 11 >

① 「人事委員会内規第 3 条第 7 項に関する申し合わせ」

15. 基準項目・・・施設・設備

①指摘事項

身体障害者(特に車椅子使用者や視覚障害者)が入学した場合のバリアフリー化、トイレの改善の取り組み(2006(平成 18)年度に予算化されている)を予定通り早急に実施することが望まれる。

②評価当時の状況

施設・設備面における障害者への配慮の状況であるが、本学では平成元年の移転時に建設された校舎の一部のフロアについては、エレベーターによって移動できない箇所が存在した。具体的には短大講義館 4 階、実験実習館 3 階であり、これらのフロアには車椅子によるアプローチができなかった。また本学では車椅子用のトイレ施設も設置されていなかった。(『点検・評価報告書』133 頁)

③評価後の改善状況

平成 18 年度、短大講義館および実験実習館においては、エレベーターを新設し、他の施設(大学館、大学短大図書館、記念講堂、本館)の既存のエレベーター 4 基に対して、バリアフリー化(鏡および音声ガイドの設置、押しボタンの改造)を行なった。

また、身障者用トイレについては、大学館、実験実習館、大学短大図書館、記念講堂の各 1カ所に新設した。

上記の取り組みにより、大学施設におけるバリアフリー化およびトイレの改善が達成された。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 12 >

① 工事請負契約書「駒沢学園エレベーター・トイレ新設改修工事」

② 「エレベータ設置工事 紙焼き写真」

③ 「エレベータ改修工事 紙焼き写真」

④ 「トイレ改修工事 紙焼き写真」

⑤ キャンパス案内(学内見取図)『平成 21 年度 駒沢女子大学 学生便覧』

14-23 頁

16. 基準項目・・・情報公開・説明責任

①指摘事項

点検・評価報告書『現状と展望』の公表が図書館への配置のみ(点検・評価報告書: 197 頁)という点は改善する必要がある。ホームページを通じて広く社会に公開することが望まれる。

②評価当時の状況

『駒沢女子大学自己点検・評価報告書』と大学基準協会による相互評価の結果を学外に向けて実質的な公開を行なっていく必要がある。

現時点(平成 16 年度末)では具体的には、建学の精神を同じくする仏教系の大学や規模的に本学と同程度の女子大学に送付するという方向でまとまりつつある。(『点検・評価報告書』195 頁)

③評価後の改善状況

本学は平成 18 年 4 月に大学基準適合認定証に受けた。その際、同年に大学基準

協会の認証評価を受けた各大学のほとんどがホームページ上で公開している状況を鑑み、本学も大学基準適合認定証を受けた時点で直ちに掲載することを決定した。そこで平成18年4月よりホームページ上でこの報告書を掲載し(ただし「X II 財務」の章は除く)、現在に至っている。

④改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<『改善報告書(資料篇)』 No. 13 >

- ① 駒沢女子大学「トップページ」(ホームページからの抜粋)
- ② 駒沢女子大学「認証評価のページ」(ホームページからの抜粋)

[III] おわりに

平成 23 年度より大学基準協会による「第2期」の認証評価が始まる。それに伴い、平成 21 年 10 月 21 日に新たな大学評価システムについての説明会が開催され、認証評価申請にあたって準備すべき点検・評価報告書の作成方法が説明された。同説明会には点検評価改善委員会の委員 2 名と教育研究支援室の職員 1 名が出席した。

従来の評価システムと大きく変わった点は、第1に評価の基準および項目数が 15 基準・124 項目から 10 基準・45 項目になったこと、第2に各評価項目をPDCAサイクルが機能しているかどうかという観点のもとで、大学が評価基準それぞれについて4段階で評定値をつけること、第3に内部質保証システムの重視である。とりわけ第3については、「PDCAサイクルが十全に機能するよう自己点検・評価の実質化を重視する」こと、教育研究を中心とする大学の諸活動については、自己点検評価を通じて「適切な基準を維持している」こと、および「水準を向上させるための能力があることを客観的根拠(エビデンス)に基づき証明する」ことが求められており、新評価システムにおいては「内部質保証」が重視されている。

本学は、本年7月に「助言」に対する評価後の改善を検証したものを『改善報告書』としてまとめた。その内容については[II]で記したとおりであるが、その後も同時並行して新たな取組に着手しており、以下にその幾つかを記しておく。

「特色GP」(平成 18 年度に「自主自立を促すための面倒見ある教育」で選定された)に盛り込まれた取組を発展的に改変して、次年度より新たな授業科目「教養知プログラム」2科目を開講することになっている。これらの科目は、1. 「少人数制・双方向型」授業、2. 学内公開授業として「常時公開」およびFD研修会の開催、3. 「ポートフォリオ」の導入、4. 「自前教科書」の使用、5. 専門の異なる複数の教員による「学際的」授業など、本学が実施してきた取組に新たな要素を織り交ぜた「実験的モデル」授業として位置づけている。シラバスもこれまで幾度か改善してきたが、次年度には「予習」および「履修」のための情報として、毎回の授業で扱うテキストの頁数と関連科目を記載することが決まっている。また、本学では全学科において「基礎ゼミ」を必修科目としているが、次年度より各学科の特性に即した「学修ポートフォリオ」が導入されることになっている。さらに、これまでFD活動の一環として学内公開授業とそれにもとづくFD研修会を実施してきたが、次年度には上記の2つの新科目において教員と学生によるFD研修会を実施することになっている。これは本学において初めての試みであるが、ここには学生と教員の協働作業によって、より良い授業を作り上げていきたいという狙いがある。

本学は、平成5年の開学以来 17 年目を迎えており、この間に1学部・4 学科を加えてきた。こうした大学の組織的改変と相俟って、多岐にわたる取組を重ねてきた。その背景には、少子化による「全入時代」、「ユニバーサル化」という状況があり、学生の量的・質的变化に伴い、旧来の伝統的な大学のあり方が問われているのである。学生のニーズにいかに対応し、学生の「満足度」をいかにして満たすかなど、大学が教育内容・方法を柱として学生生活全般にわたって取組むべき課題が山積している。大学自らがこうした現状を自覚しつつ、間断なく変革を成し遂げていかねばならないということである。ただし、当然のことながら、その前提として新評価システムが重視している「内部質保証」が担保されなければならない。「内部質保証」を含み、新しい評価基準・評価項目をPDCAサイクルに基づいて、いかに円滑に機能させていくかが問われているのである。「自主自立を促すための面倒見ある教育」という本学の教育方針を改めて確認するとともに、本『中間報告書』の作成を駒沢女子大学の更なる発展の契機としなければ

ならない。

本学では、学長の提唱・主導のもとで全専任教員が参加できる「教学協議会」の場が設けられており、重要な機能を果たしている。委員会組織は、入試委員会および教務委員会は別にして、各委員会の役割・機能が「縦割り」になる傾向があることは否めない。また、平成 21 年度から発足した委員会体制では、委員数のスリム化によって委員のスケジュール調整が容易になり、また意思の疎通が円滑になるなど、プラスの効果をもたらしている。しかし他方では、委員数のスリム化により校務が一部の教員に集中する傾向がある。このため、ときに各委員会の取組が大学全体に周知されにくいという面があることも事実である。教学協議会は、協議の場であり決定機関ではないが、幅広く教員の「声」を拾い上げることが可能にしているという点において、教員相互の意思疎通を従前よりスムーズにしていると思われる。もちろん、教授会はそうした意志疎通の場でもあるが、教学協議会は委員会の枠組みを超えて、大学の中長期的方針に関して忌憚ない意見を述べる場として重要な機能を果たしている。

今後は、中高および短期大学の教員、事務系(法人系)の職員も加わり、「駒澤学園」の教職員が集い、議論する新たな場を設定することも一考に値するのではないだろうか。現在、本学では教学系・事務系がそれぞれFD・SDに取り組んでいるが、大学の両輪である両者は不可分の関係にあり、駒沢学園の教職員が協働体制のもとで取り組むべき課題には共通部分もある。いずれにせよ、本学が直面している状況を踏まえ、多岐にわたる課題にこれまで以上に真摯に取り組む必要があることだけは確かである。